

## 告発状補充書第2

令和4年2月3日

宮崎地方検察庁

検事正 竹中 理比古 殿

日向市浜町3丁目29番地

告発人 黒木 紹光

貴庁宛提出済み「令和3年9月24日付告発状」につき、次の通り補充する。

### 第1 補充の趣旨

告発事実について、個別の行為別に特定する。

### 第2 告発事実の特定

#### 1 西村賢による強要（刑法第223条、宮崎県迷惑行為防止条例第5条第3号）

西村賢は、令和3年9月16日、告発人が令和3年9月4日宮崎県議会に提出した「陳情書」に添付した署名簿の署名者の一人〇〇〇〇（日向市〇〇〇〇）を訪れ、「黒木紹光を刑事告訴して、告訴状が受理されました。署名者も（犯罪に）関係してきます。このままでは警察から連絡があるかもしれません。撤回すれば、警察沙汰にはならないようにします。」と話して署名の撤回を求め、撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させた。

また、西村賢は、令和3年9月18日、署名者の一人〇〇〇〇氏の職場である〇〇〇〇事務所〇〇〇〇（日向市〇〇〇〇）を訪れ、「陳情書の問題は、警察問題になっています。署名者も（犯罪に）関係してきます。このままでは警察から連絡があるかもしれません。撤回すれば、警察沙汰にはならないようにします。」と話して署名の撤回を求め、撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させた。〇

〇〇〇氏は、「だれだって警察沙汰はいやですから、そう言われれば署名します。実質的な脅しです。」と述べている。

本件署名撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させた行為は、「陳情書」の趣旨に賛同して意思表示をするという請願権に基づく署名者の権利の行使を妨害するものであり、かつ、「署名者も（犯罪に）関係してきます。」という文言をもって、害悪を告知して脅迫し、義務のないことを行わせたものであるから、強要罪に該当する。

また、上記本件行為は、「身体の安全が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行なわれて」（宮崎県迷惑行為防止条例第5条前文）おり、「面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。」（宮崎県迷惑行為防止条例第5条第3号）に該当する。

## 2 西村賢一による強要（刑法第223条、宮崎県迷惑行為防止条例第5条第3号）

コーソク社長西村賢一は、令和3年9月17日頃、署名者の一人〇〇〇〇に電話連絡を取り、自社事務所（日向市大字日知屋12002）に呼び出して、「黒木紹光を刑事告訴して、告訴状が受理された。署名をこのままにしていると同罪になる。」と話して署名の撤回を求め、撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させた。

また、西村賢一は、コーヒーをふるまいながら草刈業をする〇〇〇〇に、数十万円程度の草刈の仕事を発注する約束をし、他の署名者に対する署名撤回の申し入れ書の類の書面に署名を取り付ける行為について協力するように求めた。

〇〇〇〇は、応諾し、早速署名者の〇〇〇〇と〇〇〇〇を訪れ、「署名をこのままにしているとまずいことになるから、撤回したほうがいいよ。明日、コーソク社長が来ると思う。」と話した。さらに、9月19日頃、署名者の〇〇〇〇に電話して、「署名をこのままにしていると紹光さんと同罪になるから、撤回したほうがいいよ。撤回していないのは〇〇さんひとりになった。」と話した。

こうして、コーソク社長西村賢一は、9月18日、〇〇〇〇の自宅（日向市江良町2丁目15番地）と〇〇〇〇の自宅（日向市春原町1丁目41番地）を訪れ、撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させた。

西村賢一の本件〇〇〇〇に対する署名撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させ、かつ他の署名者に対する署名撤回の申し入れ書の類の書面に署名を取り付ける行為について協力するように求めた行為は、「陳情書」の趣旨に賛同して意思表示をするという請願権に基づく署名者の権利の行使を妨害するものであり、かつ、「署名をこのままにしていると同罪になる。」という文言をもって、害悪を告知して脅迫し、さらに、他の署名者に対する署名撤回の申し入れ書の類の書面に署名を取り付ける行為について協力させるなど、義務のないことを行わせたものであるから、強要罪に該当する。

また、上記本件行為は、「身体の安全が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行なわれて」（宮崎県迷惑行為防止条例第5条前文）おり、「面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。」（宮崎県迷惑行為防止条例第5条第3号）に該当する。

### 3 日向警察署職員A（氏名不詳）による教唆（刑法61条）

日向警察署職員Aは、令和3年9月13～15日頃、日向警察署内において、コーソク社長西村賢一が提出した告発人黒木紹光の告訴状を受理するにあたり、「（宮崎県議会宛）陳情書」に添付された署名簿が、捜査上の障害になると判断し、西村賢一と西村賢に、「告訴状を受理したら事件の関係者として署名者も取り調べをしなければなりません。なので、受理するには、署名を撤回させる必要があります。事件の関係者にならないためである旨署名者に説明して、署名撤回をさせてください。」と、署名者に対して署名撤回を求めることを促し、強要罪及び宮崎県迷惑行為防止条例第5条第3号を教唆した。

以上